

事業者向け **事業と雇用を支援**

休業補償・給付金

従業員が 子どもの世話で 就業できない	学校等休業助成金 (従業員に休暇を取得させた事業者向け) 助成額:労働者1人当たり1日8,330円上限 助成率:10/10 感染症への対応で臨時休校した小学校等に通う子ども、新型コロナウイルスに感染した子どもを持つ従業員に対し、年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主が対象です。	学校等休業助成金・ 支援金相談 コールセンター 0120-60-3999
従業員を一時的に 休業させたい	雇用調整助成金 (さらなる拡充にむけ調整中) 助成率:大企業4/5 中小企業9/10 全業種において新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する特例措置。休業の期間が最長1/24～7/23まで適用。	都道府県の 労働局助成金センター
事業全般に 広く使える 資金がほしい	持続化給付金 中小・小規模事業者は上限200万円、 個人事業主(フリーランス含む)は上限100万円 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者	中小企業庁 金融・給付金窓口 03-3501-1544
4月の売上げが 前年同月比 50%以上減少した	大阪府休業要請支援金 ※府と市町村で1/2ずつ負担 給付額:100万円(中・小企業)、50万円(個人事業主等)	休業要請支援金 相談センター 06-6210-9525

資金繰り

民間金融機関による信用保証付制度、政府系金融機関による融資の両面から、事業者のみなさまの資金繰りを支援します。
その他、商工中金・危機対応融資などもあります。

売上が前年同月比 5%～15%以上 減少している	危機関連保証、 セーフティネット保証4号・5号 保証率:借入債務の100% 保証枠:一般枠とは別枠でそれぞれ最大2.8億円	都道府県の 信用保証協会
売上が前年又は 前々年同月比 5%以上 減少している	新型コロナウイルス特別貸付、 新型コロナウイルス対策マル経融資など (それぞれの制度に応じて)融資額1000万以内～3億円 以内。償還期間15年以内～20年以内。	日本政策金融公庫の支店 または最寄り商工会議所
売上減少等で 家賃が払えない	実現に向けて 調整中 無担保無利子融資と助成金を組み合わせる など、事業者への支援を検討中	成立次第 ご報告いたします。

猶 予

コロナウイルス感染症により売上が減少(前年同期比概ね20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税と
社会保険料の納付を猶予します。法人税・消費税・固定資産税などすべての税が対象です。

売上減少で 納税ができない または社会保険料が 払えない	社会保険料納付猶予の特例	● 社会保険料 都道府県の労働局
	納税猶予の特例	● 国税 都道府県の国税局 ● 地方税 市区町村の担当課